

令和7年度の国民年金

日本に住民登録のある20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入する必要があります(中・長期在留の留学生等、外国籍の方を含む)。

令和7年度の国民年金保険料

令和6年度に比べ、月額で530円引き上げられます。

定額保険料 月額1万7,510円

※付加保険料として月額400円を上乗せして納付すると、老齢基礎年金額を増やせます(増やせる金額は、年額200円×付加保険料納付月数)。

令和7年度の年金額(年額)

種類・年金額	昭和31年4月1日以前生まれ	昭和31年4月2日以降生まれ
老齢基礎年金	82万9,300円	83万1,700円
障害基礎年金	▶1級…103万6,625円 ▶2級…82万9,300円	▶1級…103万9,625円 ▶2級…83万1,700円
遺族基礎年金	82万9,300円	83万1,700円

障害基礎年金・遺族基礎年金の子の加算額

▶第1子・第2子…23万9,300円、▶第3子以降…7万9,800円

国民年金の加入・変更の届け出をお忘れなく

加入者の3つの種別

- 第1号被保険者…自営業等の方と配偶者、学生・アルバイト等の方
- 第2号被保険者…会社員・公務員(厚生年金の加入者)等の方
- 第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者

現在の状況	届け出理由	届け出先	届け出後の種別
自営業・学生・無職等の方	20歳になった	届け出は不要(※)	第1号被保険者
第2号被保険者の被扶養配偶者	20歳になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第1号被保険者	区外から転入した	届け出は不要	第1号被保険者
	区内で転居した		
	海外へ転出するが国民年金を納めたい	▶国内に協力者となる親族がいる方…区医療保険年金課・特別出張所 ▶国内に協力者となる親族がいない方…新宿年金事務所	
	海外から転入した	区医療保険年金課 特別出張所	
	就職した	勤務先	
第2号被保険者の被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者	
第2号被保険者	退職した	区医療保険年金課 特別出張所	第1号被保険者
	第2号被保険者の被扶養配偶者になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
第3号被保険者	就職した	勤務先	第2号被保険者
	配偶者が退職した・配偶者が65歳になった・扶養ではなくなった	区医療保険年金課 特別出張所	第1号被保険者
	配偶者が転職した(第2号被保険者を継続)	配偶者の新しい勤務先	第3号被保険者

※20歳前後に海外から転入した方は、区医療保険年金課・特別出張所に届け出が必要です。

保険料の支払いが難しいときは免除・猶予の申請を

免除等の期間は、国民年金の受給資格に必要な期間に算入されます。下記①～④は、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請できます。詳しくは、お問い合わせください。

①学生納付特例制度

保険料の納付が猶予されます(老齢基礎年金の受給額には反映されません)。

対 同制度の対象校の学生で本人の前年中の所得が一定額以下の方

②免除(全額免除・一部免除)制度

退職(失業)した方は、特例免除制度を利用できます。

③納付猶予制度

対 50歳未満の方で世帯主の所得にかかわらず本人・配偶者の前年中の所得が一定額以下の方

※老齢基礎年金の受給額には反映されません。

④新型コロナに伴う納付の免除・猶予(臨時特例措置)

令和4年度分(令和5年6月分)までの保険料が対象です。

対 次の全てを満たす方、▶令和2年2月以降に新型コロナの影響で収入が減少した、▶令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になること

⑤産前産後期間の免除制度

出産(予定)日の前月～4か月間(多胎妊娠の場合は出産(予定)日の3か月前～6か月間)の保険料(免除期間は老齢基礎年金の受給額に反映)が対象です。

対 平成31年2月1日以降に妊娠85日以後で出産または出産予定の第1号被保険者

病気やけがで障害の状態になったときは障害基礎年金

対 国民年金の加入中等に初診日がある病気やけがで障害の状態になり、障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日)に障害等級の1級または2級に該当した方

支給 障害認定日から障害基礎年金を受け取れます(障害認定日に障害が軽くても、その後重くなったときは障害年金を受け取れる場合あり)。

※支給には、保険料を一定期間以上納めていることが必要です。

※20歳になる前に初診日がある病気やけがで障害の状態になった方は、障害等級の1級または2級に該当した場合、原則として、20歳から障害基礎年金が受給できます(本人に一定額以上の所得等がある場合の支給制限あり)。

国民年金保険料をスマートフォンアプリで納付できます

現金・口座振替・クレジットカード、Pay-easy等による納付のほか、スマートフォンアプリを使用したキャッシュレス決済でも納付できます。

問 ▶資格の取得・喪失、保険料の免除、給付の申請…区医療保険年金課

年金係(本庁舎4階) ☎(5273)4338、▶基礎年金番号通知書、納付、厚生年金の申請等…新宿年金事務所(新宿5-9-2、MipLa新宿五丁目ビル) ☎(3354)5048、▶一般の年金相談…ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165(050から始まる電話からは ☎(6700)1165)、▶日本年金機構ホームページ…🌐 <https://www.nenkin.go.jp/>

証明書のコンビニ交付サービス

マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストア等で下表の証明書を取得できます(3月25日、4月5日(土)は保守作業のため休止)。

費 いずれも1通につき200円(区の窓口より100円安く取得可)



証明書の種類	請求できる内容
▶①住民票の写し(除かれた住民票の写しは取得不可)	本人・同一世帯の方のもの
▶②印鑑登録証明書	印鑑登録をしている本人のもの
▶③特別区民税・都民税・森林環境税の課税(非課税)証明書・納税証明書	現年度～過去3年度分(申告等により税情報がある方のみ)

※マイナンバーカードをお持ちの方は、①③の電子申請も利用できます(いずれも1通につき300円。別途郵送料相当分を負担)。

問 ▶①②戸籍住民課住民記録係 ☎(5273)3601、▶③税務課収納管理係 ☎(5273)4139

コンビニ交付サービスで発行できる税証明の証明年度が4月から変わります

4月以降にコンビニ交付サービスで発行できる税証明は、下表のとおりです。

特別区民税・都民税・森林環境税の課税(非課税)証明書	令和4年度～6年度(前年1月～12月の所得を記載)
特別区民税・都民税・森林環境税の納税証明書	令和4年度～7年度(賦課年度(※)ごとに発行) ※賦課年度…税額を決定・通知した年度

※令和7年度の課税(非課税)証明書の発行開始時期は、後日、新宿区ホームページでお知らせします。

問 税務課収納管理係 ☎(5273)4139